

地域共生型再エネの推進に向けて



2023年6月30日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)


<https://jwpa.jp>

0. はじめに（目次）

＜本検討会における全体/個別論点＞

「地球温暖化対策推進法等を活用して、地域脱炭素施策、とりわけ地域共生型再エネをどのように推進することが考えられるか」

- 地域脱炭素化促進事業制度の改善
 - 論点① 市町村の負担軽減
 - 論点② 市町村へのインセンティブ強化
 - 論点③ 事業者へのインセンティブ強化
 - 論点④ 地域脱炭素化促進事業制度における国・都道府県・市町村・事業者等の役割分担、連携強化
- その他の論点
 - 論点⑤ 地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進
 - 論点⑥ 地方自治体による地域脱炭素施策の見える化

- 
1. 地域共生型風力発電事業の推進に向けた取組
 2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案

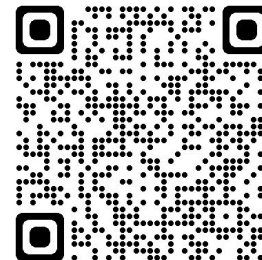
1. **地域共生型風力発電事業の推進に向けた取組**
2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案

1. 地域共生型風力発電事業の推進に向けた取組 (1/2)

「JWPA環境・社会行動指針」

<https://jwpa.jp/information/7486/>

- 「JWPA環境・社会行動指針」を策定し、**本年4月に公表**。
- 持続可能な社会・脱炭素社会の実現という社会的な要請に応えながら、**環境配慮と発電事業との両立を図り地域社会と共生する風力発電の推進を図る**ため、発電事業者をはじめとするすべての主体が、事業の実施に際して遵守すべき行動規範の理念と項目を定めたもの。



1. 地域共生型風力発電事業の推進に向けた取組 (2/2)

＜風力発電事業の普及を通じた地域振興・地域共生＞

- 風力発電事業者は、事業の計画段階から地域の方々とよく相談し、地域振興・地域共生に取り組んでいる。
- 地域の一員としての責任を全うし、地域の方々との共生を目指し、地域の方々と相談・協議のうえ、地域に適した共生策を検討・実施している。

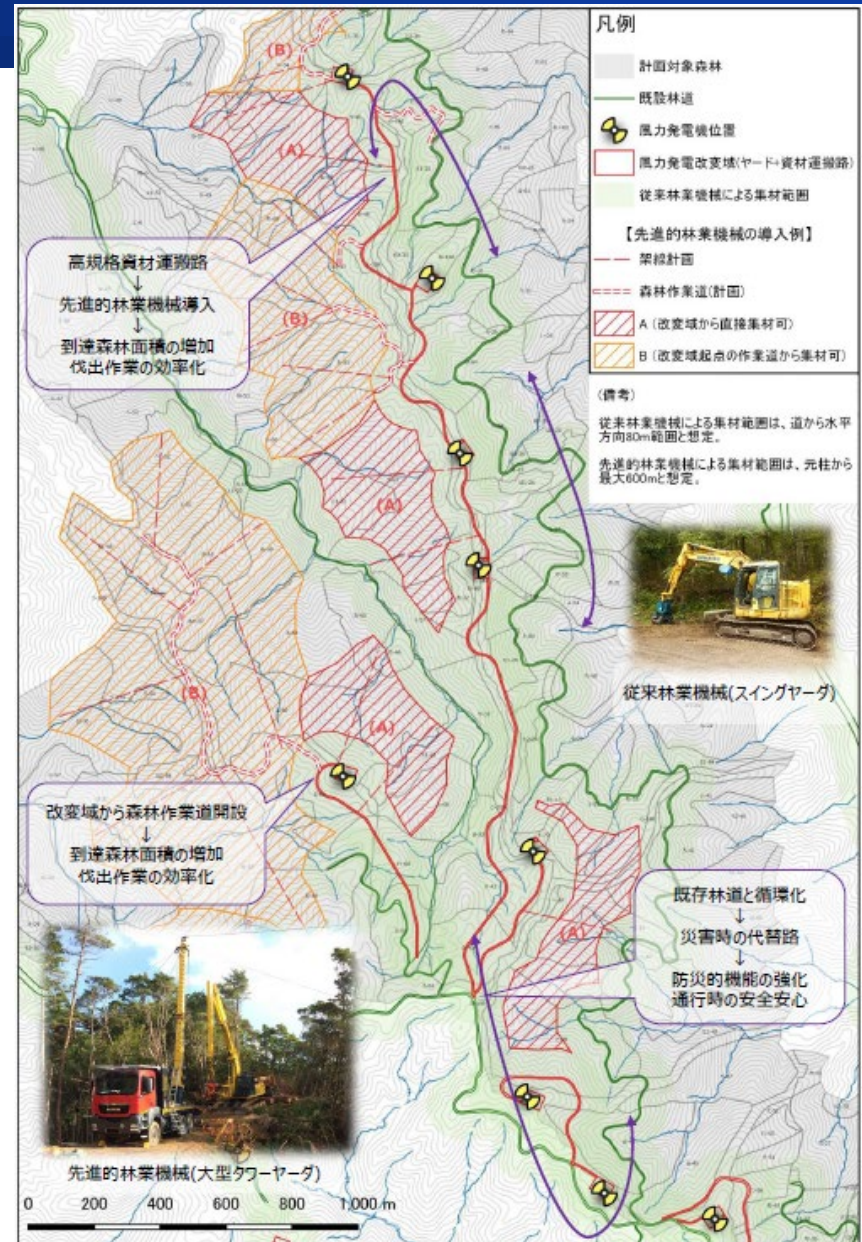
【地域振興・地域共生の例】

- 産業振興：地元自治体、観光協会、道の駅等と連携した観光振興（風力発電所見学ツアーの企画・開催）
- 農業振興：地域の農作物保管庫の増強、農業新規技術の研究への支援
- 林業振興：地域産木材の利活用推進への支援
- 教育支援：地域の小・中学校の図書教材等の整備、出前授業の実施
- 地方納税：積極的な企業版ふるさと納税
- 基金創生：収入の一部を還元し、地域振興に役立つ基金を創出

〈参考〉 地域共生のための取組事例 (1/3)

〈森林・林業との共生〉

- (1) 林道の整備による森林施業の効率化
- (2) 森林の防災機能の向上
- (3) 森林資源の活用の多様化
- (4) 林業の成長産業化



風力発電施設と森林(保安林)・林業の共存・共生を目指して

<参考> 地域共生のための取組事例 (2/3)

- 事業開発・計画策定、設備設置～運転開始以降において、風力発電事業者等により、地域共生のための各種活動の実施、および地域活動への参加を推進。



夏祭り・秋祭り



出前授業



現地セミナー



清掃活動



植樹祭



山開き

<参考> 地域共生のための取組事例 (3/3)

- 風力発電の普及・啓発のための各種素材を作製し、協会会員とともに、地元住民や地元自治体の方々、報道機関等に配布・周知。

風力発電を
正しく理解するために
~低周波音を中心に~

2015年6月
一般社団法人日本風力発電協会

目次

はじめに 1

Chapter 1 風力発電の現状と今後の展望 2

Chapter 2 低周波音とは 3

Chapter 3 風力発電と低周波音 4

Column 自然エネルギーの島「ロラン島」

Appendix (参考資料) 低周波音の定義について
聴覚過敏症 / オクターブバンドについて

低周波音を正しく理解するために。

きれいな日本をつくるために
きれいな明日をつくるために
風からの力を大切にしましょう

一般社団法人
日本風力発電協会

低周波音とは
低周波音とは、周波数の低い音のことを指し、日本では1Hz~100Hz程度の音を低周波音。このうち、1Hz~20Hzを超え低周波音と称しています*。人間が聞きとれるとされる聴覚域は、通常の音圧レベルで、およそ20Hz~2万Hzといわれています。また、2万Hzを超える高い周波数は超音波と呼ばれ、通常の音圧レベルでは人間の耳では聞きとれないといわれています。

身の回りにおける低周波音
低周波音が発生するもの例として、工場やバス、トラックなどが挙げられます。また、助産院に当たる音や電の音、風、雷などの自然現象に存して発生する音にも低周波音が含まれています。種類が異なりますが、ジョギングや水泳を行っても低周波音が発生します**。これは、体を動かしたときにも風や水が体に当たって空気の圧力変動を生じ、低周波音の発生が観測されるためです。

低周波音は気が付きにくい
日常生活の環境の中には、低周波音がたくさん存在していますが、周波数が低くなるにつれて人の耳に対する感度が低くなることや、それより高い周波数成分を持つ音などに注意が奪われてしまったり、低周波音の存在に気が付きませんが人間は低周波音に慣れてしまっている状態です。

※1 聴覚域：成人の聴覚域は約20Hz~20kHz、低周波音：100Hz以下
※2 聴覚域：成人の聴覚域は約20Hz~20kHz、低周波音：1000~10000Hz

「低周波音」を正しく理解するための Q & A

Q1 低周波音は聴覚域の中まで入ってくるのですか？
A1 低周波音だけが聴覚域に侵入するとは間違いです。低周波音は、高い周波数の音と比較して音が遮断される割合が低いですが、音の周波数や建物の構造、建具の構造などによっても遮断割合が異なります。

Q2 風車からの低周波音は、どこまで届くのですか？
A2 低周波音はどこまで届く、ということはありません。音の大きさは発生源から離れるにつれて小さくなり、空気の厚みや地形環境などによりさらに減衰する低周波音の減衰と比べて低周波音の減衰率は低くなりますが、減衰しないということはありません。

Q3 低周波音は聴覚域に響くというは本当ですか？
A3 工場騒音や自然現象など、低周波音は日常生活にたくさん存在していますが、健康を害するとは断定されません。

Q4 風車から発生する低周波音は、人体に影響はないのですか？
A4 風車から発生している低周波音は、人体に影響があるという科学的な知見はありません。

Q5 風車から発生する低周波音は、聞こえにくいという特性を持ち、風車から発生する音の単位では、音圧レベルにおいて聞こえたり感じたりすることはありません。また、聴覚などは低周波音による共振を起し、したがって発生することがありますが、聴覚がつかづく程度の音圧レベルでは人間には聞き取れません。

きれいな日本、きれいな明日をつくる。風力発電。

一般社団法人
日本風力発電協会

〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1 上野ビル http://jwpa.jp

1. 地域共生型風力発電事業の推進に向けた取組
2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案

2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案 (1/4)

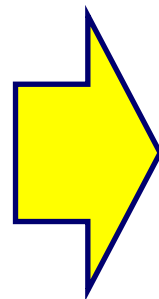
論点① 市町村の負担軽減

<課題>

- 人口規模の小さい市町村は、人材・体制・財源不足、制度に関する知識不足、域内再エネポテンシャル等必要な情報不足が顕著で計画策定等着手困難な状況。
- 地域として再エネを導入するメリットが無ければ、計画策定等着手には至らない。

<地域としての再エネ導入メリット (例) >

- 地域全体のエネルギーコスト削減
- 温室効果ガス削減等の環境貢献
- 資金の好循環
- 非常時にも強靱なまちづくり



電力の地産地消

地元企業の参画

GHG削減効果の地域帰属

<提案>

- ① 地域の担い手・事業者となりうる民間企業や地域金融機関による計画策定及び促進区域等設定を推進。
- ② 地域での事業開発を構想する事業者の提案による促進区域等の設定を推進。

2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案 (2/4)

論点② 市町村へのインセンティブ強化

<課題>

- 我が国風力発電の導入黎明期を支えてきた市町村等では、風力発電の収益を活用したまちづくり（産業振興、医療・福祉・教育の充実、住民への還元）を推進し、直営の風力発電施設を長期間運営・継続している状況。
- 他方、市町村自らが負担を厭わず苦勞して促進区域を設定し区域内への事業誘導を果たせたとしても、その対応に見合った十分な効果（例：税収等）が得られない状況もありうると思料。

<提案>

- ① 長期間に亘る事業運営を通して地域理解が進んでいる市町村については、他制度・補助事業における優遇措置等に加え、区域設定の前提となる計画策定や認定事務等の簡素化・省略化を図るなど手続の合理化を推進。
- ② 市町村への交付金の交付や限度額引き上げの他、各種の税制優遇措置を講じ、市町村による積極的な促進区域設定等を推進。
 - 固定資産税の減免措置が講じられた場合における減収額の補填が可能な制度の導入
 - 法人事業税納付額の（全部又は一部を）立地市町村への振り分け 等

2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案 (3/4)

論点③ 事業者へのインセンティブ強化

<課題>

- 地域脱炭素化促進事業の形成が進んでいないのは、市町村における促進区域の設定が進んでいないことが一因。人材・専門知識不足、関連情報不足の他、地域住民の反対が予想され（既に起きており）、合意形成が図れない状況も存在。

<提案>

- ① 促進区域については、関係法令の許認可取得をFIT/FIP申請の要件に追加しない（再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG 中間とりまとめの実現化）。
- ② 事業者提案型による促進区域等の設定を推進。これによる認定事業については、FIT/FIP認定の失効期限を免除、若しくは要件等緩和。

2. 地域脱炭素化促進事業制度の課題と改善提案 (4/4)

論点④ 地域脱炭素化促進事業制度における国・都道府県・市町村・事業者等の役割分担、連携強化

論点⑤ 地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進

<課題>

- 地域の事業者等が保有する再エネポテンシャル情報や地域振興・地域共生のアイデア等が活用されていない。
- 国及び都道府県の促進区域設定基準における「除外エリア」と、風力・地熱等再エネポテンシャル上の好適地（例：保安林等）が重複しており、促進区域の対象外とされている。

<提案>

- ① 事業者提案型による促進区域等の設定を推進。これによる認定事業については、FIT/FIP認定の失効期限を免除、若しくは要件等緩和。【再掲】
- ② 促進区域設定基準における「除外エリア」の要件の検証と見直し、基準設定に係る考え方を見直し、除外エリアを再設定。